

平成20年5月29日
理 事 会 決 定

協会常勤役員の報酬に関する規程

第1．常勤役員の給与は運営委員会において原案を作成する。

第2．常勤役員の給与は運営委員会の報告を受け会長が決定する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年5月29日理事会決定)

平成14年12月3日
運営委員会決定

常勤役員の退職金に関する規程

第1．常勤役員の退職金の支給については、当協会職員の退職金支給
について定める退職金支給規定を準用する。

第2．この規程は、平成14年4月1日から適用する。